

国民年金保険料免除添付書類一覧

国民年金保険料の免除の手続きをされる際に必要となる書類の一覧です。ご自身の手続き内容に合わせて、あらかじめご用意下さい。

手続き	添付書類	
国民年金保険料 免除・納付猶予申請	〔失業による特例認定を受ける場合〕 いずれか一点のコピーをご用意ください。... ■雇用保険被保険者離職票 ■雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ■雇用保険受給資格者証 ■雇用保険受給資格通知 ■雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書 ■退職辞令（公務員の場合） ■離職証明書（日本年金機構様式に退職された事業所の証明を受けたもの）	〔その他〕 いずれかのコピーをご用意ください。... ■総合支援資金の貸付決定通知書およびその申請時の添付書類 ■履歴事項全部証明書または閉鎖事項証明書 ■税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業届出書 または事業廃止届出書 ■保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの） または廃止届証明書 ■その他、公的機関が交付する証明書等で、失業の事実が確認できる書類
国民年金保険料 学生納付特例申請	■学生証（両面コピー）または在学証明書（原本） ※申請期間中の在学が確認できること ※失業して学生になった場合、上記〔失業による特例認定を受ける場合〕の書類もご用意ください。	
法定免除	■〔生活扶助受給の方〕生活保護受給証明書 ※開始、廃止決定通知での受付はできません。... ■〔障害基礎（厚生・共済）年金の1級、2級を受給の方〕年金証書	
産前産後免除	いずれかをご用意ください。... ■母子健康手帳 ■戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書 ■死産証明書、死胎埋火葬許可証 ■その他、医療機関が発行した出産（予定）日等を確認できる書類	
育児免除	原則として、身分関係（親子関係）を確認できるもの〔戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）もしくは戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍記載事項証明書のいずれか〕及び子と住民票の同一住所であることを確認できるもの（住民票） ただし、届書に親子の個人番号を記載し、マイナンバーの情報連携等により身分関係（親子関係）及び同一住所であることが確認できる場合は、添付書類は不要。 ※以下のアからエに該当する場合は、それぞれ証明書類の添付が必要になります。 - ア 親または子が外国籍である場合（日本での戸籍で確認できる場合を除く） 外国籍である者が所属する国の公的機関が発行する親子関係の証明書および翻訳人を明記した和訳文 - イ 特別養子縁組の監護期間にある子の届出を行う場合 家庭裁判所が交付する事件係属証明書（家庭裁判所による特別養子適格審判を行う旨を確認できるもの） - ウ 養子縁組里親に委託されている子の届出を行う場合 児童相談所が交付する措置決定通知書 - エ 当該被保険者を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、養育里親として委託されている子の届出を行う場合 児童相談所長が発行する証明書	